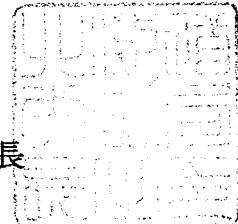


北労発基 0516 第 1 号
令和 4 年 5 月 16 日

関係団体 各位

厚生労働省
北海道労働局長



「中小企業に対する月 60 時間超の時間外労働の割増賃金率引上げ」に係る
周知依頼について

労働行政につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げま
す。

さて、労働基準法では、時間外労働に対して 2 割 5 分以上の率で計算した割増
賃金を支払うべきことを使用者に義務づけておりますが、特に長い時間外労働
を強力に抑制することを目的として、1 か月について 60 時間を超えて時間外労
働をさせた場合の割増賃金率が 5 割以上に引き上げられ、大企業は平成 22 年
(2010 年) 4 月 1 日から適用されましたが、中小事業主の事業については適用
が猶予され、令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日から適用されることとされています。

つきましては、既にお取り組みいただいていることは存じますが、中小事業
主の事業への適用について、貴団体傘下の中小事業主の皆様への周知に関し、特
段の御協力、御支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、同封のリーフレット(※)を作成しましたので、周知に当たって御活用く
ださいますよう、併せてお願ひ申し上げます。

(※) リーフレットは北海道労働局ホームページに掲載しています。

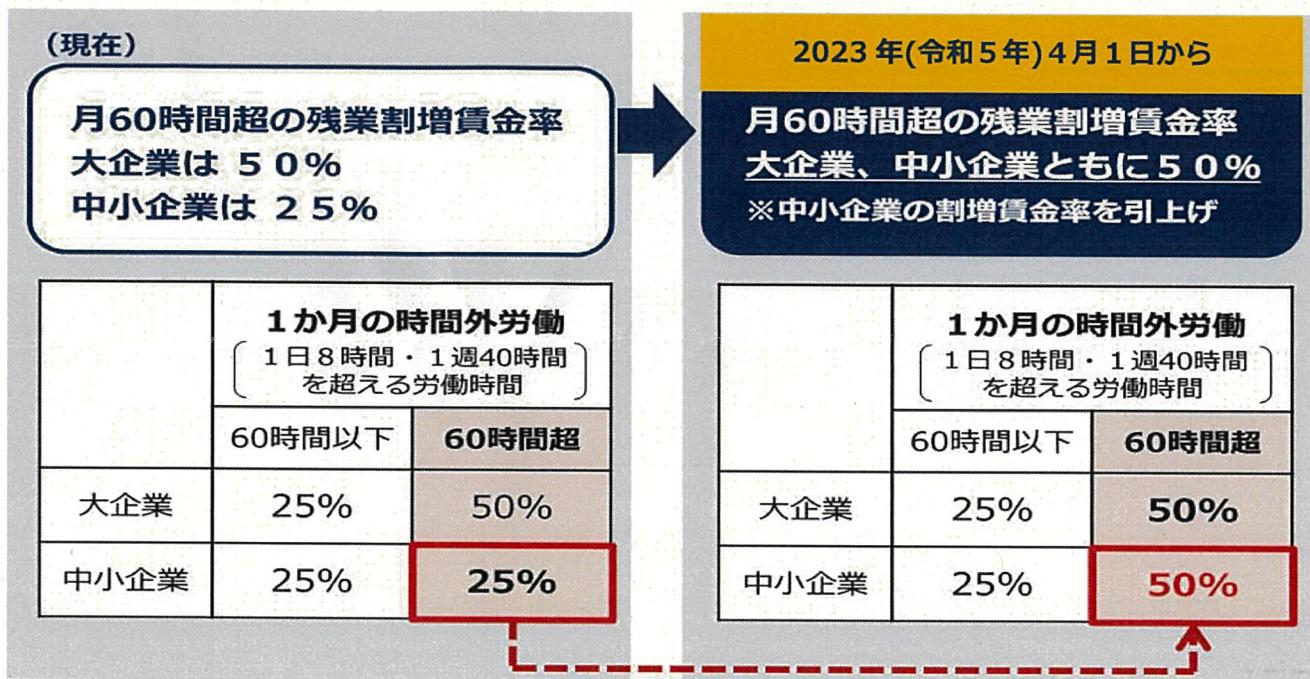
北海道労働局ホーム > 各種法令・制度・手続き > 労働基準関係
(<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/content/contents/001145418.pdf>)



【お問い合わせ】
厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課
監察監督官 小田桐
【電話】011-709-2311 (内線 3543)

中小事業主の皆さんへ

2023年(令和5年)4月1日から、月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が引き上げられます



《ポイント》

- 1ヶ月 **60時間を超える時間外労働**に対しては、使用者は **50%以上の率**で計算した割増賃金を支払わなければなりません。
- 1ヶ月 60時間を超える時間外労働の割増賃金率及び1ヶ月の起算日については、労働基準法第89条第1項第2号に定める「賃金の決定、計算及び支払の方法」に関するものなので、**就業規則に規定する必要があります**。
- 1ヶ月について 60時間を超えて時間外労働を行わせた労働者について、労使協定により、法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇（代替休暇）を与える制度を設けることができます。

詳しくは、

「北海道働き方改革推進支援センター」
(フリーコール：0800-919-1073)



又は
最寄りの労働基準監督署



にお問い合わせ願います。



厚生労働省北海道労働局・労働基準監督署

(2022.5)